

平成26年第2回定例会（12月議会）
建設部 提出資料

建設委員会

【所管関係】

- 技術管理課 委託業務における優良業務表彰制度の創設について 1

委託業務における優良業務表彰制度の創設について

平成26年12月 3日
技 術 管 理 課

1 目的

平成26年6月に品確法が改正され、発注者は公共工事の品質確保のため、その担い手の中長期的な育成及び確保に配慮することが求められている。

県内の調査・設計を行う企業においては、将来にわたる人材確保が課題となっていることから、**技術者の意欲向上と優秀な技術者の育成・確保を図ることを目的として、委託業務における表彰制度を創設する。**

2 制度の概要

(1) 対象業務

農林水産部・建設部所管で前年度に完了し、成績評定(注1)を行った**土木関係建設コンサルタント業務、測量業務、地質調査業務の3業務**(年間で700件程度)

(2) 対象企業

県内に主たる営業所を有している企業

(3) 選定基準

対象業務のうち、当該業務の**成績評定点が特に優秀**(注2)であること

(4) 被表彰者

被表彰者は企業のほか、当該業務を担当した管理技術者とする

3 スケジュール

平成26年度中に制度要綱を定め、**平成27年度から表彰**を行う予定。
(平成26年度に完了した業務から選定する。)

注1) 成績評定

平成9年度から委託業務成績評定要領により実施。対象は予定価格300万円以上。

業務完了後に発注者(業務調査員、総括調査員、検査員)が評定を行い、企業に通知する。

注2) 成績評定点順の上位1%程度(4~5件程度)